

回答（尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル）

質問番号	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 P2 参加表明書等の提出	共同企業体での応募の場合、以下の資料は代表団体名での作成でよいか。共同企業体名での作成となるか。 ア 参加表明書（様式第2号）	参加表明書（様式第2号）については、共同企業体名を記載してください。
2	実施要領 P2 参加表明書等の提出	共同企業体での応募の場合、以下の資料は代表団体のみの作成でよいか。構成団体の作成も別途必要であるか。 イ 会社概要書（様式第3号） ウ 関連業務の実績（様式第4号）	会社概要書（様式第3号）については、構成団体ごとに作成してください。 関連業務の実績（様式第4号）については、代表団体のみ作成してください。
3	実施要領 P2 参加表明書等の提出	共同企業体での応募の場合、以下の資料は代表団体のみの作成でよいか。構成団体の作成も別途必要であるか。構成団体の作成が必要な場合は、第5-3号（技術者の資格・業務実績調書）のみの作成を想定しているが問題ないか。 エ 技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）	技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）については、代表団体のみ作成してください。
4	評価基準 会社の履行実績	関連業務の実績（様式第4号）に記載する関連業務の実績は、記入欄が最大5件となっていますが、プロポーザル評価基準では配点が10点となっています。 ついては、1件当たり2点（防災指針を位置付けた計画、かつ線引き及び非線引きが共存する自治体の計画）と考えてよいでしょうか。	会社の履行実績については、「（別紙）尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル評価基準」に基づき、提出いただく関連業務の実績（様式第4号）により総合的に評価を行います。 また、履行実績が6件以上ある場合は、記入欄を適宜追加してください。

回答（尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル）

質問番号	質問事項	質問内容	回答
5	評価基準 技術者の実績	技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）に記載する業務実績の記入欄が最大5件となっていますが、プロポーザル評価基準では配点が5点となっています。 については、1件当たり1点と考えてよいでしょうか。	技術者の業務実績については、「（別紙）尾道市立地適正化計画作成支援業務プロポーザル評価基準」に基づき、提出いただく技術者の資格・業務実績調書（様式第5号、第5-1号、第5-2号）により総合的に評価を行います。 また、業務実績が6件以上ある場合は、記入欄を適宜追加してください。
6	評価基準 技術者の実績	技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）に記載する業務実績は、管理・照査・担当技術者として従事した実績であれば問題ないでしょうか。 また、実績を証明する書類（テクリス等）の添付は必要でしょうか。	技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）に記載する業務実績については、管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかとして従事した実績を記載してください。 また、実績を証明する書類については、技術者の資格・業務実績調書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号）の注3の内容が確認できる書類であれば、テクリスの添付でも構いません。
7	仕様書 P6 協議会等の開催支援	仕様書「3 その他関連業務」の（4）協議会等の開催支援において、「（ア）地域説明会の開催支援」及び「（イ）協議会等の開催支援」に関して、開催時期等は決まっていますでしょうか。	協議会等の開催時期については、今後の業務の進捗状況を踏まえ決定します。 なお、実施回数については、仕様書「3 その他関連業務」に記載の回数を想定しています。
8	仕様書 P7 業務報告書の作成	「第2章 業務内容」において、（6）業務報告書の作成は令和6年度と令和7年度、それぞれ作成することになっていますが、打合せ協議は令和6年度と令和7年度、併せて6回程度と記載され、成果品納入時は1回を見込まれています。 ・成果品納入時の打合せ協議は令和6年度はなしと考えてよいでしょうか。 それとも、令和6年度、令和7年度、それぞれ4回（うち中間2回）を見込めばよいでしょうか。	成果品納入時の打合せ協議は、令和7年度末のみを想定しています。令和6年度の業務報告については、令和6年度末に中間報告として協議を行うことを想定しています。